

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

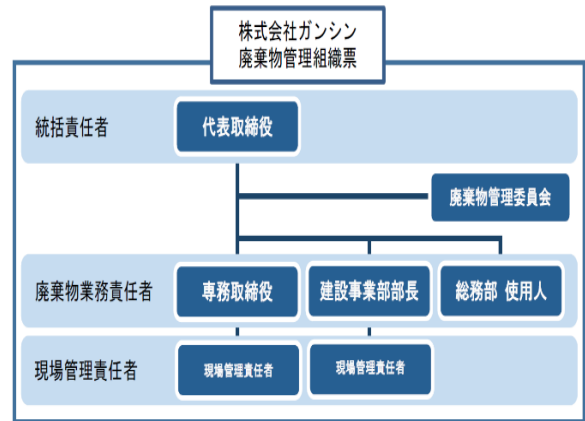
(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 7年 5月30日	
山口県知事 様	
提出者 住 所 山口県岩国市飯田町二丁目9番12号 氏 名 株式会社ガンシン 代表取締役 木下 貴史 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0827-23-1221	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社ガンシン
事業場の所在地	山口県岩国市飯田町二丁目9番12号
計画期間	令和 7年 4月 1日～令和 8年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	特定建設業
②事業の規模	4,992万円
③従業員数	68人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・土工事 廃プラスチック類、廃アルカリ、建設汚泥、混合(安定型のみ)、 木くず、アスファルト殻、コンクリート殻、その他がれき類 →再生処理業に委託して再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

統括責任者		所属：本社 職名：代表取締役
廃棄物担当		組織名：廃棄物管理課 職名：所属長（廃棄物担当役員）：2人 使用人：1人
役割	廃棄物管理委員会	○産廃物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長：所属長 委員：現場管理責任者 ・事務局：総務部
	廃棄物処理統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○現場の廃棄物管理規定の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物業務責任者	○廃棄物処理計画の作成○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育・啓発○その他関係する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 混合に混入している産廃物を細かく分別して混合の廃棄物減少及び再資源化に取り組む。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・混合に混入している産廃物を細かく分別して混合の廃棄物減少及び再資源化に取り組む。 ・木くずなど分別を徹底して、有効売却・有効活用できるもの増やし産業廃棄物削減に取り組む。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現場から発生する。廃棄物を分別して他の廃棄物に混入しないように保管を実施している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現場より発生する廃棄物を発生場所にて速やかに分別を行う。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・再生利用可能施設に搬出。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・再生できる物は、再生利用可能施設に搬出。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 現場にて発生する汚泥を再生利用可能施設に搬出。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・再生できる物は、再生利用可能施設に搬出。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特に実施していない。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面 による契約を実施している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙 2-1 のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 可能な限り優良認定処理業から選定する。 ・ 委託先処理業者には、定期的に現地確認を実施する。		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和7年度計画)

別紙2-1

多量排出事業者 名 称	株式会社ガンシン	所在地(市町名)	岩国市飯田町	事業の種類	建設業
-------------	----------	----------	--------	-------	-----

(単位：トン)																					
区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物	燃え殻																				
	汚泥	3,123	3,123									3,123	3,123	1	1	3,123	3,122				
	廃油	1	1									1	1	1	1	1					
	廃酸																				
	廃アルカリ	3	3									3	3	2	3	3	0				
	廃プラスチック類	16	16									16	16			16	16				
	紙くず																				
	木くず	30	30									30	30			30	30				
	繊維くず																				
	動植物性残さ																				
	動物系固形不燃物																				
	ゴムくず																				
	金属くず	3	3									3	3			3	3				
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず																				
	鉱さい																				
	がれき類	877	877									877	877	223	223	877	654				
	動物のふん尿																				
	動物の死体																				
	ばいじん																				
	13号廃棄物	9	9									9	9			9	9				
計 (A)		4,062	4,062	0	0	0	0	0	0	0	0	4,062	4,062	227	228	4,062	3,834	0	0	0	0